

各検討項目 対処方針シート

【住宅・土地】

規制改革事項	区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和	
規制の概要	<p>区分所有法上、管理組合総会の決議要件は、以下のとおり、区分所有者数と持分面積比による議決権の両方で必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替えの場合は4 / 5以上の賛成 ・改善工事等の改修を行なう場合は3 / 4以上の賛成 	
規制改革要望・賛成の意見等	<p>上記の4 / 5、3 / 4の決議要件は過大なのではないかと。また、決議要件が区分所有者数（人数要件）と持分面積比による議決権（面積要件）と2種類あり、両方をクリアする必要はあるのか。所有者が極めて少ない場合、僅かな反対者や不在家主の存在で人数要件をクリアできず、建替えや改善工事等が進まない要因となっている。</p> <p>一律の要件緩和が困難な場合には、建物の主要用途毎に決議要件を定めることとすべきである。たとえば、居住用は現行のままとして、商業用・オフィス用については、人数要件を削除して面積要件のみとし、併せて規約で別段の定めができる範囲を拡大すべきである。</p>	
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての建物について必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。 ・商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を嫌がる個人オーナーが4分の1以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに不利益が生じているケースがある。 	
担当府省から	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	対応困難
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

<p>ら の 回 答</p>	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>建替え決議要件については、法務省において、国土交通省との密接な連携の下に、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、老朽化マンション等の実態調査（アンケート調査およびヒアリング調査）を実施し、その結果を平成 20 年 11 月（アンケート調査）および平成 21 年 9 月（ヒアリング調査）に公表した。これら実態調査の結果、区分所有法の建替え決議要件の緩和が老朽化マンションの立替促進に寄与する程度は乏しく、他方、建替え決議要件を緩和した場合、反対者は区分所有権を失い、退去させられやすくなること、建替え費用を捻出できない高齢者等が居住の場を失い、社会問題化するおそれがあることなどの問題が生じるため、現行の決議要件を維持することが適当と考える。</p> <p>改善工事等の改修については、区分所有法が、集会の決議要件として頭数要件をも要求しているのは、区分所有関係は建物・敷地等の共同所有関係であると同時に共同利用関係であり、後者の観点からは、各区分所有者がそれぞれ同じ大きさの議事参加権を有することとして、小さな共有持分しか有しない区分所有者の意見をも管理の在り方に反映させることが相当であると考えられることによるものである。そして、この趣旨は、商業施設などの非居住用用途の建物についても妥当するものである。なお、商業施設などにおいて一部の区分所有者が大部分の持分を有することもあるが、むしろ、区分所有法は、このような利用形態を念頭に置いた上で、規約による頭数の定数の緩和を許容しているところであり、たとえば、1～2 名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有しているようなケースであっても、頭数要件を規約で緩和することにより対応可能である。</p>
<p>当該規制改革事項に対する 基本的考え方</p>		<p>わが国住宅ストック（約 4,700 万戸）の約 1 割（約 545 万戸）を占めるマンションについては、築後相当期間を経過し老朽化したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成、建築資金の調達等様々な障害が存在するため、建替えが進捗していない。2020 年時点で築後 40 年超の老朽マンションは 94.3 万戸と想定される。</p> <p>他方、マンション建替え事業の実施状況は、平成 21 年 10 月時点において、工事完了済み及び工事実施中を合わせて 164 件に留まっている（国土交通省調</p>

査)

商業ビルについても、築後相当期間を経過し老朽したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成等様々な理由により、大規模改修や建替えが進捗していない。

建替えや再開発が円滑に進まず、老朽化した建物や耐震性が劣る危険な建物が都市に残ることは、大きな社会問題である。

決議要件が厳しいことにより建替えや改修が進まない場合には、一部の反対者によって、当該区分所有建物の居住者、利用者等の生命や財産を危険にさらすことになる、賛成者の快適な居住や利用の利益が奪われるなどの問題が生ずる。

すべての建物について将来的には必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。

「実態調査の結果、区分所有法の建替え決議要件の緩和が老朽化マンションの立替促進に寄与する程度は乏しいとの意見であるが、実態調査の結果によると、現行の決議要件によって円滑な建替えが進まない案件があることは事実である。決議要件の緩和を含めた制度改正を行うことにより、老朽化した又は耐震性の弱いマンションの建替えや改修が少なからず促進されることは間違いない。

「建替え決議要件を緩和した場合、反対者は区分所有権を失い、退去させられやすくなること、建替え費用を捻出できない高齢者等が居住の場を失い、社会問題化するおそれがあることなどの問題が生じる」との意見は理解できるが、反対者の中に含まれる弱者を保護するためにマンション建替えが困難になる結果、建替え賛成者の利益が失われることは、所得分配上極めて不公正である。これに対しては、反対者の権利保護（例えば、公営住宅への入居等）や建替え費用に対する公的補助等の措置を講じることにより、問題を解決できる。

「管理規約で人数要件を緩和することにより対応可能」との意見であるが、老朽化したマンション等においては、管理規約が存在しないことも多く、また、そ

	<p>の規約改正も 3 / 4 の特別決議が必要であり、現実的には規約により対応することは困難である。</p> <p>以上の観点から、今後大きな社会問題となる可能性のある老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改修を円滑に進めるため、決議要件の緩和を含めて制度を見直すべきである。</p> <p>具体的には、決議要件の一般的緩和、主要用途に合わせた決議要件の緩和、議決権要件を充足しているものの、頭数要件を充足していない場合の特別措置、所在不明となっている区分所有者の取り扱い、決議における棄権票の取り扱いなどの措置について検討を行い、一定の結論を得るべきである。</p>
<p>対処方針</p>	<p>建物の円滑な建替え・改修等を促進するためには、区分所有法上の建替えや改修に係る決議要件の見直し、反対者に適切な補償をするための客観的な評価基準の確立を含めた種々の措置が必要である。このような視点から、住宅・都市行政を所管する国土交通省と密接な連携の下、引き続き制度改正に向けた検討を行い、早期に結論を得る。</p> <p><平成 22 年度検討開始></p>

【住宅・土地】

規制改革事項	借地借家法における正当事由制度の明示（建物の老朽化、耐震性など）
規制の概要	借地借家法では、賃貸人による更新拒絶・解約申入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、従前の経過、利用状況、現況、財産給付である。明け渡しに関し賃貸人・賃借人間で争いが生じた場合は、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等で判断されるのが現状であり、傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。たとえば、建替えのみを理由に明け渡しが認められることは皆無に等しく、老朽化の場合は相当な老朽化でなければ明け渡しが認められない。（借地借家法第28条）
規制改革要望・賛成の意見等	建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性、再開発を理由とした建替えの事由等を法改正により明記し、その正当事由とすべきである。
要望具体例、経済効果等	良好な街づくりのためには、老朽化した建物の建替えや改修が不可欠であるが、賃借人との明渡し交渉の不調がそれを阻害している場合がある。耐震性能の強化についても、明渡し交渉の困難により不可能となる場合がある。良好な街づくりや良好な建物ストックの形成のためにも、借地借家法を改正するなどの方策が必要である。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>対応困難</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>建物の老朽化等を理由にマンションの建替え決議がされたことを正当事由とすることについては、法務省において、国土交通省との密接な連携の下に、建替え決議がされたマンションにおける借家人の建物明渡しに係る実態を把握し、見直しの要否を検討するために、平成19年度から平成20年度にかけて、老朽化マンションの実態調査（アンケート調査及びヒアリング調査）を実施</p>

		<p>し、その結果を平成 20 年 11 月（アンケート調査）及び平成 21 年 9 月（ヒアリング調査）に公表した。これらの実態調査の結果、正当事由制度が建替え事業の進捗を阻害しているとの立法事実は認め難く、一方で、建替えの必要性等を常に正当事由とした場合、高齢者や零細企業等、正当事由により保護されるべき借家人が一方的に立退きを強制されることとなり、その保護の要請に反すること、正当事由という柔軟な判断枠組みが硬直化することとなり、借家人との適切な利害調整を図ることができなくなることなどの問題が生じるため、現行の正当事由制度を維持することが適当と考える。</p> <p>なお、上記規制の概要記載の「傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。たとえば、建替えのみを理由に明け渡し認められることは皆無に等しく、老朽化の場合は相当な老朽化でなければ明け渡しが認められない。」という点については、根拠が不明確であり、正当事由に関する裁判例の分析結果として、その適切性には疑問がある。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>大都市圏等に木造住宅密集地域が多く存在しており、そのうち老朽住宅の割合が高いものについては、防災性の向上、居住環境の整備等の観点から、早期に建替え・再開発を行うことが喫緊の課題となっている。</p> <p>わが国住宅ストック（約 4,700 万戸）の約 1 割（約 545 万戸）を占めるマンションについても、築後相当期間を経過し老朽化したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成、建築資金の調達等様々な障害が存在するため、建替えが進捗していない。2020 年時点で築後 40 年超の老朽マンションは 94.3 万戸と想定される。</p> <p>他方、マンション建替え事業の実施状況は、平成 21 年 10 月時点において、工事完了済み及び工事実施中を合わせて 164 件に留まっている（国土交通省調査）。</p> <p>商業ビルについても、築後相当期間を経過し老朽化したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成等様々な理由により、大規模改修や建替えが進捗していない。</p> <p>建替えや再開発が円滑に進まず、老朽化した建物や耐震性が劣る危険な建物が都市に残ることは、大きな</p>

社会問題である。

すべての建物について将来的には必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。

「実態調査の結果、正当事由制度が建替え事業の進捗を阻害しているとの立法事実は認め難い」との意見であるが、実態調査の結果によると、借家人の退去が円滑に進むような仕組みが建替えを円滑に進めるために必要であるとする回答が認められる上、建替え決議がある場合に賃貸借契約を終了できる又は借家権の消滅を請求できる制度を肯定する回答が多い。正当事由制度を含めた制度改正を行うことにより、借家人の退去が円滑に進み、老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改修が少なからず促進されることは間違いない。

借家人保護の要請は重要であり、これは福祉政策、公営住宅への入居、適正な金額の算定基準を設けた上で立退料を支払う仕組みの確立等の措置により対応可能である。

弱者保護のために再開発を困難にして、周辺住民に危険負担を強いるのは、所得分配上極めて不公平である。弱者保護のためには、正当事由制度以外の別の手段を用いるべきである。

以上の観点から、今後大きな社会問題となる可能性のある老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改修を円滑に進めるため、借家人保護への配慮を十分に行った上で、建替えの必要性がある場合に正当事由を認める又は賃貸借契約を終了できるなど借家人から円滑に明渡しを受けることができる方策が必要である。

具体的には、借地借家法第 28 条の正当事由の考慮要素として「建替えの必要性」等の文言を明記する、建替え決議があったことなどの一定の要件を備えた場合には、借地借家法第 28 条を適用せず、期間途中でも賃貸借契約を終了させることができる措置を講ずるなどの方策について検討し、一定の結論を得るべきである。

対処方針	<p>借家人保護への配慮を十分に行った上で、建物の老朽化、耐震性、再開発等を理由とした建替えの必要性がある場合において、借家人から円滑に明渡しを受けることを可能とする方策について、住宅・都市行政を所管する国土交通省と密接な連携の下、検討し、早期に結論を得る。</p> <p><平成 22 年度検討開始></p>
------	---

【住宅・土地サブグループ】

規制改革事項	容積率の緩和
規制の概要	<p>容積率とは、敷地面積に対する建物の延床面積の割合であり、都市計画区域内においては建築基準法の規制により用途地域の種別や前面道路の幅員等により容積率の上限が定められている。容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされている。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>環境負荷の低減の観点からは、都市中心部に住宅供給を促進し、職住近接を実現することや、環境性能に劣る老朽建築物の建替えを促進することが効果的である。</p> <p>また、人口減少・高齢化社会においては、社会的費用の大きな郊外の開発は抑制し、機能が集約した都市空間の高度利用を図り、バリアフリー等に配慮した利便性の高い施設などを都市部に重点的に整備することが求められている。これにより、郊外緑地等の環境を保全するとともに都市の豊かさ、利便性を享受することが可能となる。</p> <p>これらの都市中心部への住宅供給、都市空間の高度利用等を促進するためには、以下のように容積率規制を大胆に見直すことが必要である。</p> <p>都市中心部の業務地区などに職住近接に資する住宅を建設する場合には、社会インフラへの負荷が低いことから大幅に割増した容積率を認める。</p> <p>地区内でしか容積率の移転が認められない特例容積率適用地区制度を拡充し、地区外の環境を保全すべき郊外の緑地等から未利用の開発可能な容積を都市部の割増分の容積率として移転することを可能とする。さらに都心部の住宅用途に容積率移転する場合には一定の加算措置を講じる。</p> <p>日照権の補償価格の算定基準や権利移転のためのガイドラインを策定し、実質的な容積率規制となっている日影規制について、近隣住民が補償等の代替措置で納得するのであれば、指定容積率まで建築すること</p>

	<p>を認める。 安全性や環境対策の観点から、耐震性や環境性能に劣る老朽建築物の建替えには容積率の割増を認める。</p>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<p>職住近接の実現によって、通勤等に要するエネルギー負荷が減りエネルギー効率が良くなることや郊外の緑地等が保全されるなど環境対策として効果的である。 また、都市中心部の容積率緩和は景気対策の面でも財政に頼らず波及効果の高い住宅需要を喚起することが可能であり、都市空間の高度利用により産業の生産性の向上等も期待できる。</p>
<p>担 当 府 省 か ら の 回 答</p> <p>上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方</p>	<p>、については、住宅・土地S Gにおける審議の過程で統合整理された案件。 について 日影規制については、日照紛争の増大に対応し、日照が居住環境の重要な要素であるとの観点から公法上の規制として創設されたものであり、住宅地における日照の確保による居住環境の確保を図ることを目的としている。このため、日影規制の適用対象となる地域は、住環境を保護することが必要な市街地である住居系用途地域等のうち、地方公共団体の条例で定めた地域に限られているものである。 一方、容積率制限については、公共施設等インフラへの負荷及び市街地環境の確保の観点から都市計画において定められるものであって、その目的が異なるものであり、それぞれの規制に適合する必要がある。 について 容積率は、地方公共団体が、地域の実情に応じて、用途地域等の都市計画において定めるものである。このため、容積率の緩和が必要な場合、地方公共団体が都市計画の変更を行うことにより対応することが可能である。 なお、個別の建築物の建替え計画や地域の実情に応じて、総合設計制度や、地区計画等の都市計画諸制度を活用することによって容積率制限を緩和することが可能であり、これらの制度の活用が考えられる。 この点については、高度な環境対策を行う建築物については、「容積率特例制度の活用等について（技術的助言）」（平成20年12月25日）を発出し、総合設計制度等による容積率制限の緩和の対象として明ら</p>

		<p>かにしたところ。</p> <p>また、バリアフリー化された建築物については、バリアフリー法第 19 条に基づく認定特定建築物に対する容積率の特例、バリアフリー法第 24 条に基づく建築物特定施設に対する容積率の特例が設けられているところである。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>について 既存制度で対応可能</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>について 「上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方」のとおり。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>環境負荷の低減に資する職住近接の実現のためには、都市中心部における容積率について優遇措置を検討すべきである。</p> <p>都市空間の高度化を図り、社会的費用の高い郊外開発抑制のためのインセンティブとして、郊外の緑地等から都市部へ容積率を移転可能とすることは、効果的であり、乱開発や不正行為等を防止する措置を講ずることも含め検討すべきである。</p> <p>日影規制については、近隣住民などからの日照妨害等のトラブルの原因となり、その近隣調整等の社会的コストが問題となっている。そのためにも日照権の価格の算定基準や権利移転のためのガイドラインを作成し、近隣住民等への補償コストの明確化を図ることが重要であり、日影規制について、近隣住民が補償等の代替措置で了解するのであれば、指定容積率まで建築可能とすることを検討すべきである。</p> <p>老朽建築物の建替えは、耐震性・環境性能の向上、バリアフリー化など高齢化社会への対応の面でも促進すべき問題であり、そのインセンティブとして容積率の緩和を検討すべきである。</p>

<p>対処方針</p>	<p>環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、都市中心部の住宅用途の容積率の緩和、地区外から容積率を移転することを可能とする容積率の移転制度の整備、日影規制の見直し、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。</p> <p><平成 22 年度検討・結論></p>
-------------	--

【住宅・土地】

規制改革事項	既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	
規制の概要	<p>建築後の建築基準法等の改正により、現行の法令が適用されれば違法建築物となる既存不適格建築物については、一定の要件を満たす場合を除き、増築、改築等を行う際に現行法の規定に適合させる必要がある。（建築基準法第 86 条の 7 他）</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<p>中古住宅を活用する際にはリフォームを行うことが一般的であるが、既存不適格建築物の場合、大規模なリフォームを行う際には現行の建築基準法に適合させる必要があるため、リフォーム箇所以外も改築等を行わなければならない。結果として既存建築物の利活用が進まない要因となっている。</p> <p>このため、既存不適格のままでもよいとされる上記の一定の要件を拡大し、既存建築物の利活用を促進すべきである。</p>	
要望具体例、経済効果等	<p>既存部分と増改築部分が構造上分離していると認められる工法を採用することなどを条件として、増改築部分の面積が既存部分の 2 分の 1 を超える場合においても、既存部分には現行の構造基準を適用しないことなどを認めるべきである。</p>	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>住宅内のリフォーム工事は、通常、建築基準法の大規模な修繕や模様替に該当せず、建築基準は遡及適用されない。</p> <p>大規模な修繕模様替については、集団規定は適用されず、建築物の構造耐力上の危険度が增大しないものについては構造規定は遡及適用されない。</p> <p>既存不適格建築物の増築等については、平成 17 年の改正建築基準法及び平成 21 年の告示改正等により、緩和措置を講じたところ。</p> <p>今後、事業者等への説明会において、既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について周知していく。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	上記のとおり。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該規制改革事項に対する 基本的考え方</p>	<p>リフォームがなされなければ、老朽陳腐化した最低限の基準を満たさず、かつ快適性に劣る建築物が引き続き残ることとなる。そうであるならば、一定の安全性能等を担保する措置を講じた上で、法の適用除外の対象となる一定の要件を拡大すべきとの考えもある。</p> <p>「既に緩和措置を講じたところ」との回答であるが、国土交通省内に設置された「建築基準法の見直しに関する検討会」においても既存不適格建築物の増改築制限の見直しに関する意見が提出されているところである。その意見も踏まえ、緩和措置の拡大について検討を行うべきである。</p>	
<p>対処方針</p>	<p>既存不適格建築物の増築等にかかる緩和措置の拡大について検討を行い、結論を得る。</p> <p><平成 22 年度検討・結論></p>	

【住宅・土地】

規制改革事項	建築確認・審査手続きの簡素化
規制の概要	<p>構造計算書偽装問題を受け、一定規模以上の建築物を対象に構造の専門家によるダブルチェックを行う構造計算適合性判定制度の導入、建築主事が行う確認審査の方法を示した確認審査等に関する指針の制定等といった、建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法の改正が行われ、申請図書に記載内容の詳細化・添付書類の増、審査期間の長期化等による建築着工の大幅な落ち込みなどの影響が生じている。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>平成 19 年 6 月から建築確認に係る審査手続きが改正になり、従来 1 か月程度だった審査期間が 3 か月以上もかかるなど長期化し、企業の事業運営におけるスピーディな対応が阻害され、機会損失を生じさせている。現状では、後工程の審査機関では前工程の審査が完全に確認されないと次のステップに移ってくれないが、建築主事や消防、判定機関等の各機関での審査を直列ではなく、並列にて進めるなどの審査手法の合理化により、審査期間の短縮化が可能である。加えて、審査機関や審査者により、確認審査の運用にバラツキがあり混乱の一因となっているため、審査基準等の周知徹底・技術的助言等も行うべき。</p> <p>また、構造計算概要書と構造計算書など申請図書の内容が重複するものは統一化し、各図書の記載すべき事項の簡略化、明示化等の申請図書の簡素化を図るべきである。</p>
要望具体例、経済効果等	上記のとおり。
担当府省から	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関係団体から幅広く意見聴取を実施し、建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめたところ。建築基準法施行規則及び関係告示等の改正については、平成 22 年 3 月 29 日に公布し、同年 6 月 1 日に施行することとして</p>

の 回 答		<p>いる。</p> <p>また 省内に「建築基準法の見直しに関する検討会」を設置し、主に「構造計算適合性判定制度の対象範囲」、「建築確認審査に係る法定期間」、「厳罰化」について討議を行っているところであり、これを踏まえて、必要な事項について法改正を検討する。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	上記のとおり。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方		<p>欠陥建築物の再発防止や国民生活の安全安心の観点 を踏まえ違反行為への厳罰化などの措置を講じた上で、 建築確認手続きについては簡素・合理化、迅速化を図る べきである。</p>
対処方針		<p>建築確認手続き等の簡素化・迅速化等の運用改善を着 実に施行するとともに法改正が必要な事項について検 討を行い、結論を得る。</p> <p>< 運用改善事項については平成 22 年度措置、法改正事 項については平成 22 年度検討・結論 ></p>